

D P I 北海道ブロック会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、D P I 北海道ブロック会議（略称 DPI北海道）と称する。

- (2) この団体の英文団体名は、DPI-Japan Hokkaido Local Assembly とし、その略称は DPI-Japan Hokkaidoとする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を北海道札幌市西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、DPI日本会議の地方組織として、道内の障害者団体を通じ、障害者並びに障害者団体に対して、障害当事者の立場から障害者団体の育成、障害者に関する施策の研究と普及、並びに海外及び道外の障害者団体及び障害当事者との協力活動等に関する事業を行い、障害者の権利擁護を図ることで個人の独立と尊厳等人権が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7) その他、必要な事業

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 障害者に関わる施策の調査研究事業
 - ② 障害者に関わる施策の普及啓発事業
 - ③ 障害者の権利擁護に関する事業
 - ④ 障害者団体育成事業

- ⑤ 海外の障害者に関する協力等の事業
- ⑥ 前号の各事業を推進するための基金事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売による収益事業
 - ② この団体の名称を付与した商品からロイヤリティーを得る収益事業 その他の事業から生じた収益は、この団体が行う非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の3種とし、正会員をもって総会を成立する。

- (1) 正会員（団体） 障害者が執行機関の過半数を占める団体であって、この団体の目的に賛同し、活動に参加する意志を持って入会した団体
- (2) 未来会員（個人） 障害当事者であって、障害者団体の設立及び障害者運動の推進する意志を持って入会した個人
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同して、協力を行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書等を議長に提出または報告するものとする。

2 議長は、入会申込書（正会員）を理事会に諮り、正当な理由がない限り入会を承認する。

3 議長は、その他の会員として入会の申し出があった場合は、住所、団体名、氏名、連絡先等の必要な項目を確認して賛助会費の入金を確認して入会を承認する。

4 議長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、議長が別に定める退会届を議長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員及び理事を置く。

- (1) 理事 10人以上 25人以内
- (2) 監事 3人以内 理事のうち、1人を議長、若干名を副議長、1人を事務局長、若干名を事務局次長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事会において必要が認められる場合においては、第13条で規定する人数を限度として、理事を理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 議長、副議長、事務局長及び事務局次長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 議長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事会の任務遂行に必要な実務を統括する。

- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、理事会の任務遂行に必要な実務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、議長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この団体に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員は事務局長が任免する。3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項

は、理事会の議決を経て議長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、議長が招集する。

2 議長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会の議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、議長が招集する。

- 2 議長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、議長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この団体の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産と、その他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この団体の資産は、議長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、議長が別に定める。

(会計の区分)

第42条 この団体の会計は、非営利活動に係る事業に関する会計と、その他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、議長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、議長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この団体の事業報告書、収支決算書、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、議長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第51条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 破産2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、出席した正会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、DPI日本会議に譲渡するものとする。

第9章雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、議長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の名誉議長、役員及び理事は、次に掲げる者とする。

名誉議長 神 田 直 也 (社団法人札幌市身体障害者福祉協会)
議 長 西 村 正 樹 (NPO 法人D P I 日本会議副議長)
副 議 長 竹 田 保 (NPO 法人ホップ障害者地域生活支援センター代表)
同 三 浦 正 春 (団体調整中)
同 山 崎 多美子 (北海道精神障害者回復者クラブ 連合会会長)
事務局次長 我 妻 武 (障害者情報誌メビウス代表)
事務局次長 浅 香 博文 (社団法人札幌市身体障害者福祉協会事務局次長)
同 今 田 雅 子 (北のポリオの会会長)
同 本 間 秀 行 (全国インターネット患者会 iddm. 21会長)
理 事 赤 坂 勝 (社団法人北海道身体障害者福祉協会会長)
同 阿 部 史 郎 (北海道青い芝の会会長)
同 太 田 隆 男 (精神障害回復者社会参加促進協会事務局長 / 社会参加共同作業所)
同 小山内 美智子 (札幌いちご会会長)
同 小 田 隆 (財団法人北海道難病連代表理事)
同 川 見 俊 男 (NPO 法人札幌市肢体障害者協会理事長)
同 香 西 和 則 (釧路在宅障害者の会)
同 小 谷 晴 子 (NPO 法人札幌アシストセンター・マザー理事長)
同 佐 藤 勝 美 (北海道盲導犬協会視覚障害仲間会会長)
同 佐 藤 喜美代 (NPO法人自立生活センターさっぽろ理事長)
同 佐 藤 正 尋 (全国公的介護保障要求者組合北海道支部代表)
同 土 井 正 三 (小規模作業所あしの会会長)
同 幡 本 慎一郎 (北海道ストローク(脳卒中)友の会会長)
同 濱 田 勝 夫 (旭川障害者問題を考える会)
同 中 岡 良 司 (団体調整中・DPIホック研究会会長)
同 石 澤 利 巳 (札幌市小規模作業所連絡協議会会長)
監 事 白 戸 一 秀 (社会福祉法人北海道社会福祉協議会事務局次長)
同 棟 達 也 (棟税理士事務所)

3. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この団体の設立当初の事業年度は、DPI北海道ブロック会議準備室を含めて第49条の規定によるものとする。

5. この団体の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員（団体） 会費 10,000円（一口）

②未来会員（個人） 会費 5,000円（一口）

③特別賛助会員会費 100,000円（一口）

④賛助会員（団体） 会費 30,000円（一口）（個人） 会費 10,000円（一口）

附則

1. この定款は、2009年6月13日から施行する。

附則

1. この定款は、2016年12月3日から施行する。